

12/2(月) 健康保険証の 新規発行を終了します

～健康保険証はマイナ保険証*に移行します

※健康保険証として使えるマイナンバーカードのこと。



▲区ホームページ



問合せ 国保年金課コールセンター ☎0570-099-093
(平日午前9時～午後5時。年末年始を除く。10月24日(木)から受け付け開始)

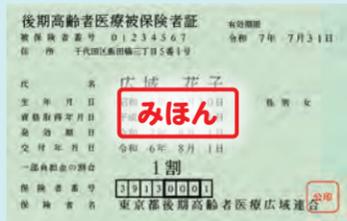
手元にある有効な健康保険証は 引き続き利用できます

12月2日(月)より前に交付された健康保険証は、一部を除き保険証に記載の有効期限まで利用できます。



国民健康保険に
加入している方

有効期限
来年
9/30(火)



後期高齢者
医療制度に
加入している方

有効期限
来年
7/31(木)

※各保険制度への加入や脱退などの手続きは引き続き必要です。
※健康保険組合、協会けんぽ、共済組合に加入している方は、それぞれの保険者へお問い合わせください。

マイナ保険証を持たない方へ

「資格確認書」で引き続き保険診療を受けることができます

健康保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証を持っていない方へ「資格確認書」を発送します。事前の手続きは不要です。

※健康保険証に記載されている内容に変更があった方や、紛失などにより再交付を希望する方は、12月2日(月)からは「資格確認書」を交付します。

マイナンバーカードを 健康保険証として登録しましょう

マイナ保険証にはメリットがあります

データに基づく、より良い医療が受けられます

処方された薬の履歴や特定健診の情報などを、医師や薬剤師にスムーズに共有することができ、薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことができます。



手続きなしで、医療費の支払いを限度額までに抑えることができます

マイナ保険証を利用できる医療機関や薬局では、限度額適用認定証がなくても、窓口での支払いを限度額までに抑えることができます。 ※保険適用外の診療やサービス(差額ベッド・食事代など)は除く。



まだ登録をしていない方へ

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、登録が必要です。以下の方法で登録できます。

- スマートフォンまたはパソコンからマイナポータル
- セブン銀行ATM
- 下記の施設に設置している端末



▲マイナポータルはコチラ

▶設置場所: 区民事務所(練馬を除く)、マイナンバーカード交付コーナー(区役所本庁舎1階)、国保年金課(同3階 ※75歳以上の方は2階。)

- 医療機関・薬局の窓口などにある顔認証付きカードリーダー
- ※一部の医療機関・薬局では登録できません。

10/28(月) 国民健康保険に加入している 全世帯にお知らせを発送します

安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただけるよう、マイナンバーの下4桁を含む加入者情報のお知らせを発送します。

10/22～31は 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン



路上の放置自転車は歩行者や車両の通行、災害時の緊急活動の妨げになります。自転車駐車場を利用しましょう。

問合せ 自転車対策係 ☎5984-1993

関連イベント 自転車ルールとマナー講習会

▶対象: 小学4年生以上 ▶日時: 11月4日(休)午後1時～3時
▶場所: 大泉自動車教習所(東大泉6-34-1) ▶定員: 80名(先着順)
▶申込: 10月28日(月)までに練馬西法人会ホームページまたは電話で同会 ☎3923-7272



放置禁止区域内の放置自転車などは撤去します

駅前周辺を中心に放置禁止区域を指定しています。区域内に放置された自転車や50cc以下の原動機付自転車は、ガードレールなどに固定していても、チェーン錠などを切断し、置いていた時間・理由にかかわらず撤去します。

撤去された自転車などは1カ月以内に引き取りを

撤去日の翌日から1カ月間は集積所で保管し、1カ月を経過しても引き取りがない場合は法令に基づき処分します。返還時に撤去手数料が掛かります。返還場所や引き取りに必要なものは、お問い合わせください。

▶問合せ: 自転車問い合わせセンター ☎3993-5100

盗まれたらすぐに盗難届の提出を

盗まれた自転車が放置された場合でも、撤去手数料が掛かります。ただし、撤去日の前日までに盗難届が受理された場合は、手数料が免除されます。